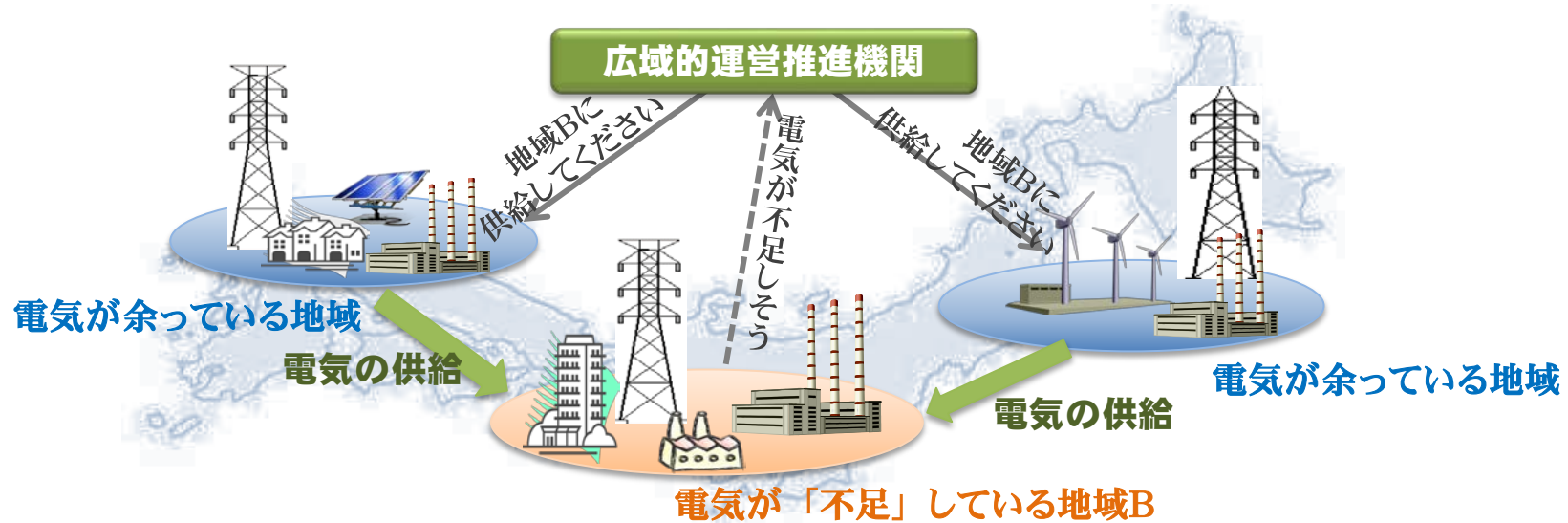


広域的運営推進機関と国によるチェックの仕組み ～再生可能エネルギーの出力抑制に係るチェックの仕組み～

※本資料は、電力システム改革小委員会 制度設計ワーキンググループにおけるこれまでの関連する議論とその結果をまとめ、本委員会に参考として報告するものである。

平成27年3月
資源エネルギー庁

- 地域を越えた電気のやりとりを容易にし、災害時等に停電を起こりにくくする。また、全国大での需給調整機能の強化等により、出力変動の大きい電源の導入拡大等に対応する。
- そのための司令塔として、第1弾の改正電気事業法に基づき本年4月に「広域的運営推進機関」を全電気事業者が加入義務がある認可法人として創設する予定。



広域的運営推進機関の業務内容

- ① 災害等による需給ひっ迫時において、電源の焚き増しや電力融通を指示することで、需給調整を行う。
- ② 全国大の電力供給の計画を取りまとめ。送電網の増強やエリアを越えた全国大での系統運用等を進める。
- ③ 平常時において広域的な運用の調整を行う。(周波数調整は各エリアの送配電事業者が実施)
- ④ 新規電源の接続の受付や系統情報の公開に係る業務や、発電と送配電の協調に係るルール整備を行う。

○広域的運営推進機関(発起人)は、業務規程や送配電等業務指針などのルール案を策定。国は、これらを認可する仕組み。

広域機関が定めるべき主なルール等

定款

- 会員に関する事項
 - ・会員たる資格
 - ・会員の加入及び脱退
 - ・会員に対する制裁
- 総会に関する事項
- 役員に関する事項
- 評議員会に関する事項
- 会費に関する事項
- 財務及び会計に関する事項 等

昨年8月、経済産業大臣により認可済

業務規程

広域的運営推進機関の業務及びその執行に関する事項

- 計画業務
 - ・長期の需給バランスの確認
 - ・地域間連系線等の設備形成計画の策定
 - ・系統アクセス業務
- 運用業務
 - ・短期の需給バランスの監視
 - ・地域間連系線の運用・管理
- 系統情報の公表 等

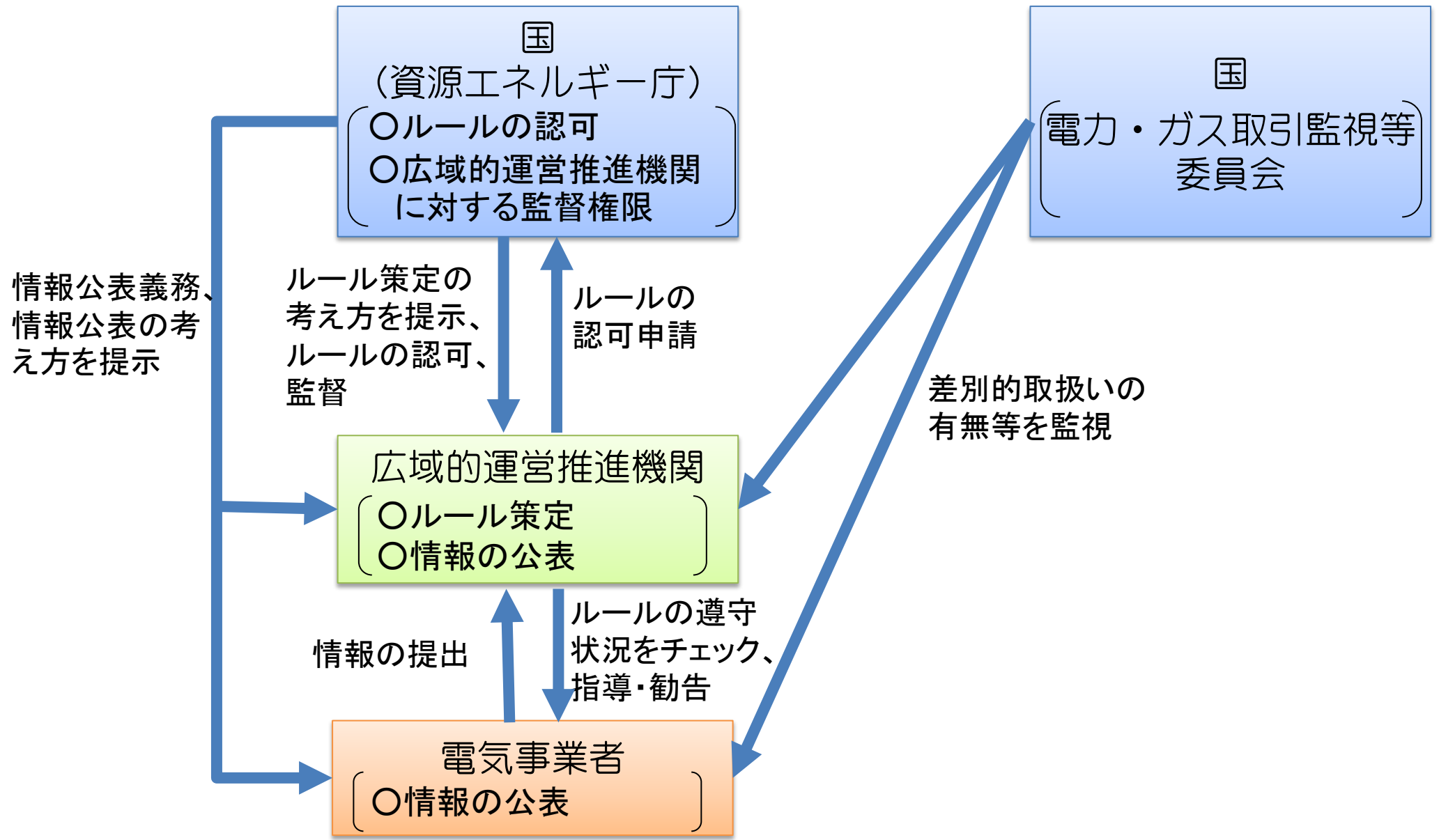
送配電等業務指針

一般電気事業者等が行う変電、送電及び配電に係る業務の実施に関する基本的な指針

- 一般電気事業者の送配電設備の増強に関する事項
- 一般電気事業者が行う系統アクセスに業務に関する事項 等

設立後、速やかに認可申請予定

○国及び広域的運営推進機関は、以下のとおり、再エネの出力抑制について、チェック・監視を行う。



- 国(資源エネルギー庁)は、一般電気事業者に対して、情報公表義務を課す。
- 国(資源エネルギー庁)は、広域的運営推進機関を通じて、一般電気事業者をチェックする仕組みを整備。
- 国(電力・ガス監視等委員会)は、広域的運営推進機関及び電気事業者の差別的取扱いの有無等を監視。

国から一般電気事業者に課す 情報公表義務等

- 国(資源エネルギー庁)は、再エネ特措法施行規則第6条に基づき、一般電気事業者に対し、再エネの出力制御に関する情報を公表させることとしている。
- また、国(資源エネルギー庁)は、系統情報の公表に関するガイドライン(「系統情報の公表の考え方」平成26年3月改定)に基づき、広域的運営推進機関及び一般電気事業者に対し、連系線・基幹送電線等の潮流、需給に関する情報などとともに、再エネの出力抑制に係る以下の情報について公表を求めている。
 - ・出力抑制が行われたエリア
 - ・出力の抑制が行われた日
 - ・時間帯
 - ・その時間帯毎に、抑制の指示を行った出力の合計
 - ・理由

国による広域的運営推進機関 を通じたチェック内容

- 国(資源エネルギー庁)は、広域的運営推進機関を通じて、一般電気事業者の計画や運用に対するチェックを行う仕組みを整備。(広域的運営推進機関は、一般電気事業者等の事業者が守るべきルール(送配電等業務指針)を策定し、これに基づき、以下のようなチェックを実施。)
 - ・一般電気事業者は、優先給電指令を受けた者に対して、運用状況と実施した指令内容について説明責任を負う。
 - ・一般電気事業者は、事後検証用のデータを広域的運営推進機関に提出しなければならない。
 - ・広域的運営推進機関は、一般電気事業者による運用が、法令及び本指針に照らして適切に行われていることのチェック、検証及び公表を行う。
 - ・広域的運営推進機関は、必要な指導・勧告等を行う。

電力・ガス取引監視等 委員会による監視

- 委員会は、電気事業者及び広域的運営推進機関に対する報告徴収及び立入検査権限を持ち、差別的取扱いを行っていないか監視を行う。
- 一般電気事業者の行為規制(差別取扱いの禁止等)の遵守状況の監視
 - ・一般電気事業者の電気の需給に関する情報や再生可能エネルギーの出力抑制の実施状況について、広域的運営推進機関から情報を取得し、監視。
 - ・一般電気事業者からも情報を取得し、監視。
- 広域的運営推進機関に対する監視
 - ・広域的運営推進機関が自ら行う系統接続の受付・処理において、差別的取扱いがないか等について、広域的運営推進機関から情報を取得し、監視。

○電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則

第6条

- 3 接続請求電気事業者は、第一項第三号イからニまで及び第七号イに規定する認定発電設備の出力の抑制が行われたときには、当該出力の抑制が行われた日の属する月の翌月に、当該出力の抑制が行われた日及び時間帯並びにその時間帯ごとに抑制の指示を行った出力の合計を公表しなければならない。
- 4 指定電気事業者は、第一項第七号イに規定する出力の抑制に関し、その日数及び時間帯の見通し並びにその根拠についての情報及び資料を公表しなければならない。

○系統情報の公表の考え方（平成26年3月改定 資源エネルギー庁）

再生可能エネルギーの出力抑制に関する情報については、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」によって、各エリアの送配電部門が公表することになっている。

これに加え、当該情報について、系統利用者の利便性向上の観点から、広域的運営推進機関においても、一元的に確認できるようにしていく観点から、以下の情報について公表を行っていく。

- ・出力抑制が行われたエリア
- ・出力の抑制が行われた日
- ・時間帯
- ・その時間帯毎に、抑制の指示を行った出力の合計
- ・理由

○総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会 第12回制度設計ワーキンググループ（平成27年1月22日）

【送配電等業務指針に記載すべき事項】

- ・一般電気事業者は、優先給電指令を受けた者に対して、運用状況と実施した指令内容について説明責任を負う。
- ・事後検証用のデータを広域的運営推進機関に提出しなければならない。
- ・広域機関は、その運用が、法令及び本指針に照らして適切に行われていることのチェック、検証及び公表を行わなければならない。